

種目	品目	障害程度	年齢	その他の要件	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	18歳以上	寝たきりの人（難病患者等）	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹1級又は難病患者等	18歳以上	常時介護を要する人	5年	19,600円
		下肢又は体幹1・2級	3歳以上 18歳未満			
		療育手帳㉔・A	3歳以上			
	褥瘡予防マット	下肢又は体幹1級	18歳以上	常時介護を要する人	5年	80,000円
		難病患者等		寝たきりの人		
		下肢又は体幹1級	3歳以上 18歳未満	常時介護を要する人		
		難病患者等		寝たきりの人		
	特殊尿器	下肢又は体幹1級又は難病患者等	小学生以上	常時介護を要する人 自力で排尿できない人（難病患者等）	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹1・2級	3歳以上	入浴に介助を要する人	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	小学生以上	下着交換等に介助を要する人	5年	15,000円	
移動用リフト	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	3歳以上	下肢又は体幹機能に障害のある人（難病患者等）	4年	159,000円	
訓練いす	下肢又は体幹1・2級	3歳以上 18歳未満		5年	33,100円	
訓練用ベッド	下肢又は体幹1・2級	小学生以上 18歳未満		8年	159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者又は難病患者等	3歳以上	入浴に介助を要する人	8年	90,000円
	腰掛便座	下肢又は体幹1・2級	小学生以上	住宅改修を伴うものを除く	8年	81,000円
	頭部保護帽	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者		転倒等により頭部を強打するおそれのある人	3年	37,860円
		療育手帳㉔・A		てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		
T字状・棒状のつえ	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者		歩行につえを必要とする人	3年	3,150円	

桶川市障害者日常生活用具給付項目

移動・移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等	3歳以上	家庭内の移動・移乗に介助を要する人	8年	60,000円
			下肢が不自由な人（難病患者等）		
車いす用段昇降機	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者	—————	常時車いすを使用し必要と認められる人	8年	260,000円
特殊便器（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	上肢1・2級又は難病患者等	小学生以上	上肢に障害のある人（難病患者等）	8年	151,200円
	療育手帳㉠・A		・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人		
火災警報器	身体障害1・2級	—————	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8年	15,500円
	療育手帳㉠・A				
	精神障害1級				
自動消火器	身体障害1・2級又は難病患者等	—————	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8年	28,700円
	療育手帳㉠・A				
	精神障害1級				
電磁調理器	視覚1・2級	18歳以上	障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	6年	41,000円
	療育手帳㉠・A				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚1・2級	小学生以上		10年	12,000円
視覚障害者用誘導装置	視覚1・2級	—————	音声による誘導を必要とする人	10年	56,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	10年	87,400円
携帯用信号装置	聴覚障害者	—————	視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない人	5年	18,000円
便器	難病患者等	18歳以上	常時介護を要する人	8年	4,450円
					5,400円 (便器に手すりをつけた場合)

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（※）又は難病患者等（☆）	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人	5年	36,000円
				☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（※）又は難病患者等（☆）	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人	5年	56,400円
				☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人		
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（※）又は難病患者等（☆）	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人	5年	69,000円
				☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人		
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上		10年	17,000円
	視覚障害者用体温計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	18,000円
視覚障害者用血圧計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	9,700円	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等	—	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等又は医療保険における在宅酸素療法を行う者	5年	157,500円	
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバーターを含む）、ポータブル電源（蓄電池）	在宅で常時人工呼吸器を使用するもの	—		5年	100,000円	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者 又は肢体不自由者	小学生以上	発声・発語に著しい障害を有する人	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚1・2級又は上肢1・2級	18歳以上	文字を書くことが困難で障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトを必要とする人	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上	点字を使用する人	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者	—————	点字を使用する人	7年	10,720円
	点字タイプライター	視覚1・2級	小学生以上	就労、就学している人又は就労が見込まれる人	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1・2級	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式によって記録された図書の再生が可能な製品	6年	85,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚1・2級	小学生以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する製品	6年	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	小学生以上	装置により文字等を読むことが可能になる人	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚1・2級	18歳以上	音声式時計は、触読式時計の使用が困難な人	10年	13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する人	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	—————	本装置によってテレビの視聴が可能になる人	6年	88,900円
	文字放送ラジオ	聴覚障害者	—————	文字による情報を必要とする人	6年	23,000円
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害者	18歳以上	本装置によってテレビ音声の聞き取りが可能となる人	6年	30,000円
人工喉頭	喉頭摘出者	—————		—	72,210円	

	点字図書	視覚障害者		・主に情報の入手を点字 によっている人	—	点字図書価 格
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具（消 化器系）	人工肛門を造設した人 であって次のいずれか に該当する人				8,858円 （月額）
		・直腸機能障害による 身体障害者手帳の交付 を受けている又は申請 中の人				
		・人工肛門を造設した 日から6か月経過して いない人				
	ストーマ用装具（尿 路系）	人工膀胱を造設した人 であって次のいずれか に該当する人				11,639円 （月額）
・膀胱機能障害による 身体障害者手帳の交付 を受けている又は申請 中の人						
・人工膀胱を造設した 日から6か月経過して いない人						
紙おむつ等（紙おむ つ、洗腸用具、サラ シ・ガーゼ等衛生用 品）	次のいずれかに該当す る人			（※）乳幼児期以前に 発現した非進行性脳病 変によってもたらされ た姿勢及び運動の異常 を有する人であって、 生活経験の獲得という 点で極めて不利な状態 に置かれている乳幼児 期以前に発現したもの に限る	—	12,000円 （月額）
	・ストーマの著しい変 形若しくはストーマ周 辺の著しい皮膚のびら んのためストーマ用装 具を装着できない人					
	・二分脊椎による排尿 機能若しくは排便機能 に障害を有する人					
		・脳性麻痺・脳炎・無 酸素症による脳原性運 動機能（※）に障害を 有する人であって、排 尿若しくは排便の意思 表示が困難である人				
	収尿器	脊椎損傷等による排尿 障害（特に失禁のある 場合）を有する人			1年	8,930円
住宅改 修費	居室生活動作補助用 具	下肢、体幹機能障害又 は乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による運 動機能障害（移動機能 障害に限る。）を有す る障害程度が3級以上 の人又は難病患者等	小学生以上	原則として1回のみ	—	200,000円
				下肢又は体幹に障害の ある人（難病患者等）		